

平成 15 年度臨時理事会議事録

日時：平成 16 年 4 月 10 日（土）9：30～12：30

会場：ホテルグランパシフィックメリディアン 29 階「銀河」

出席者：

会長：野澤 志朗

副会長：藤井 信吾、田中 憲一

理事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、
佐藤 章、鈴森 薫、武谷 雄二、野口 昌良、星 和彦、本庄 英雄、
村田 雄二、和氣 徳夫

監事：荒木 勤、中野 仁雄

幹事長：吉田 幸洋

幹事：植田 政嗣、小田 瑞恵、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、澤 倫太郎、
清水 幸子、杉浦 真弓、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

専門委員会委員長：池ノ上 克、金澤 浩二、深谷 孝夫、吉川 裕之

名誉会員：雨宮 章、桑原 惣隆、坂元 正一、佐藤 和雄、須川 侖、関場 香、
高橋 克幸、滝 一郎、野田起一郎、前田 一雄、松本 清一、望月 真人、
矢嶋 聰

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、増野 招代

配付資料：

定款等規則・内規等のファイル

1：第 4 回理事会議事録（案）

2：業務担当常務理事報告予定内容

庶務 1：根津八紘医師からの入会申込書

庶務 1-2：2 月 26 日付長野地方部会長からの追加調査報告

庶務 1-3：根津医師からの再入会についての「会員へのお知らせ」

庶務 1-4：根津医師再入会に関わる報道

庶務 2：妊娠中毒症の新定義・分類に関する周産期委員会提案

庶務 3：第 1 回小児科産婦人科合同委員会議事録

庶務 4：生殖内分泌委員会からの「リンパ球免疫療法に関する重大な問題点について」
の書面

庶務 5：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業について」

庶務 5-2：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業実施要綱（案）」及び本会からの修正意見

庶務 5-3：厚生労働省「特定不妊治療費助成事業実施要綱（最終版）」[当日配付]

庶務 6：健やか親子 21 リーフレット

庶務 7：東京都周産期医療協議会からの「不妊治療による多胎妊娠発生の防止について
（依頼）」

庶務 8：日本産婦人科医会のリピーター医師に関する対応の新聞記事

庶務 8-2：日産婦医会「医療事故・過誤防止事業と報告モデル集」[当日配付]

庶務 9：日本医学会役員選挙結果

- 庶務 10：肺血栓症/深部静脈血栓症（静脈血栓塞栓症）ガイドラインダイジェスト版
庶務 11：日本医療器材工業会からの平成 16 年度 JIS 原案作成委員会委員推薦依頼の書面
庶務 12：学会等寄付受付窓口変更のお知らせ
庶務 13：日本医師会「医師の職業倫理指針」[当日配付]
庶務 14：朝日新聞からの「フィメールヘルスケアサポートキャンペーン」への後援名義使用願い[当日配付]
庶務 15：弁護士事務所から本会の意見を求める書面[当日配付]
庶務 16：大谷徹郎会員からの代議員宛反論の書面[当日配付]
庶務 16-2：大谷徹郎会員の反論の書面についての本会の反論[当日配付]
学術 1：第 57 回学術講演会シンポジウム 1～4 座長
学術 2：第 56 回学術講演会事後評価委員
学術 3：胎盤共有二卵性双胎に関する周産期委員会への調査依頼
社保 1：内科系学会社会保険連合委員会一覧
社保 2：内保連からのアンケート調査
社保 3：内科系学会社会保険連合アンケート
社保 4：治験候補薬の推薦依頼及び研究課題募集
専門医制度 1：卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修目標（案）
専門医制度 2：日本専門医認定機構第 2 回総会資料
専門医制度 3：日本感染症学会からの書面
倫理 1：死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判の報道記事
倫理 2：秦利之 香川県連絡委員宛調査依頼書、回答書、臨床経過報告書
倫理 3：厚仁病院 松山毅彦先生宛質問書、回答書
倫理 4：セント・ルカ産婦人科 宇津宮隆史先生からの意見書
倫理 5：不妊治療に関する新聞記事
倫理 6：慶應大学産婦人科から提出されている着床前診断についての申請に対する「着床前診断に関する審査小委員会」のメンバー（案）
倫理 7：会告の見直しについての意見聴取
倫理 8：会告の見直しについての倫理委員会委員の意見
倫理 9：大谷産婦人科の着床前診断申請に関する報道
倫理 10：倫理審議会からの「着床前診断に関する最終答申」[当日配付]
倫理 10-2：倫理審議会からの「着床前診断：諸外国の現状」[当日配付]
AOCOG 1：コンベンション会社との契約書（案）
その他 1：平成 16 年度予定表（確定版）
総会 1：運営委員、予算決算委員氏名
第 56 回総会当日配付資料（案）[差し替え] [当日配付]

午前 9 時 30 分理事総数 23 名中、23 名が出席し、定数に達したので野澤会長が開会を宣言した。

議事録署名人として会長、庶務担当常務理事、会計担当常務理事を選出して議事に入った。

I. 平成 15 年度第 4 回理事会議事録（案）の確認

落合常務理事から「私の発言として、大谷徹郎会員の神戸大学における所属について、『保健学科の助教授』との発言をしていたが、正しくは『周産母子センターの助教授』とのことであり、訂正をお願いしたい」との発言がなされた。この修正を行うこととし、他は原案の通り承認された。

II. 報告・協議事項

1. 業務担当常務理事並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔 . 本会関係〕

(1) 会員の動向

おうちひろこ
大内廣子名誉会員（東京）が 3 月 8 日に逝去されたので、会長名の弔電、生花（香典は辞退）を手配するとともに、会長が葬儀に参列した。

もりかわしろうさく
森川正 作功労会員（三重）が 3 月 16 日に逝去されたので、会長名の弔電、生花を手配した。

物故会員に対して黙祷を捧げた。

(2) 根津八紘医師の再入会について

平成 16 年 2 月 21 日の第 4 回理事会における審議及び 2 月 26 日付長野地方部会長からの根津医師の追加調査報告を踏まえ、根津八紘医師から提出されていた入会申込みにつき、2 月 26 日付で会長が入会を承諾した。

同日、根津医師の再入会につきホームページ上で「会員へのお知らせ」とした。

(3) 妊娠中毒症の新分類に関する意見について

機関誌 4 号に掲載する「妊娠中毒症」の用語・定義・分類に関する周産期委員会提案について、6 月 30 日まで会員の意見を求めることを了承した。

(4) 第 1 回小児科産婦人科合同委員会の報告について

医療機関における新生児管理、卒後研修での新生児診療カリキュラムについて検討、村田委員が窓口となり、検討を続けることとなった。

(5) 生殖内分泌委員会委員長及び同小委員会『ヒト生殖のロス（習慣流産等）に対する臨床実態の調査』委員長より「リンパ球免疫療法に関しての重大な問題点について」の指摘と会員への周知を求める書面を受領した（3 月 26 日）。

野澤会長より GVHD の問題があるため輸血に準じることを学会誌、ホームページに掲載することを確認した。

(6) 事務局次長の採用について

落合理事より「事務局次長として東京三菱銀行の桜田佳久氏を採用することとした。勤務開始は 5 月 6 日からで 7 月 31 日までは東京三菱銀行からの出向扱いとし、8 月 1 日に本会に転籍の予定である」との報告があり、引き続き荒木事務長から桜田佳久氏の紹介あり、

桜田氏から挨拶があった。

(7) 第 56 回総会当日配付資料(案)の差し替えについて

代議員から追加質問・要望事項が寄せられたので総会の当日配付資料の差し替えが提案され、これを承認した。

(8) 大谷徹郎会員の除名の議案に関する本会の資料に同会員が代議員宛に反論の書面を送付したことについて

第 56 回総会の第 9 議案「大谷徹郎会員(兵庫)を除名する件」の本会からの追加送付資料のうちの「まとめ」につき、大谷会員から代議員宛に反論の書面が送付された。

野澤会長から「本会としてこれに対する反論を用意した」との報告があり、これを了承した。

[. 官庁関係]

(1) 厚生労働省関係

平成 16 年 3 月 12 日の第 10 回常務理事会において厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課の谷口隆課長、石井祥治課長補佐から「不妊治療の助成事業」について説明があった。

当該説明を受け、本会から出された要望を踏まえ、厚生労働省より不妊治療費助成事業実施要綱(案)が送付されてきた。これについて更に本会から修正意見を出した。

厚生労働省から都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛に通知された「特定不妊治療費助成事業実施要綱」を受領した(4月2日)。以上の経緯につき、これを了承した。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より「健やか親子 21」に関するリーフレットを受領した(2月27日)。なお、その内容につき会員への周知の依頼があったので、本会ホームページに掲載したことを了承した。

(2) 東京都健康局医療サービス部子ども医療課 東京都周産期医療協議会より本会会長宛の書面「不妊治療による多胎妊娠発生防止について(依頼)」を受領した(3月4日)。

本件につき第 10 回常務理事会で協議の結果、周産期委員会と生殖・内分泌委員会合同のワーキンググループを組織し、検討を行う方針とした。

野澤会長から、登録・調査に関与しているので倫理委員会も参加することが提案され、田中倫理委員長の参加を承認した。

(3) 最高裁医事関係訴訟委員会

最高裁判所医事関係訴訟委員会より平成 15 年 11 月 18 日付で依頼のあった鑑定人候補推薦依頼 7 件のうち 6 件につき、鑑定人推薦委員会から推薦を行った。なお、1 件については他学会の鑑定に相応しい事案として回答した。

平成 14 年 6 月以来、鑑定人推薦委員会から延べ 11 名の鑑定人候補者を最高裁医事関係訴訟委員会に推薦した。

[. 関連団体]

(1) 日本産婦人科医会

平成 16 年 2 月 21 日の日本産婦人科医会理事会におけるリピーター医師に関する協議内容の報道があった。

会員名簿発行のための日産婦・日産婦医会の会員名簿編集ワーキンググループの発足について

4 年に 1 回の会員名簿発行につき、両会の庶務担当常務理事、幹事長、幹事からなるワーキンググループを発足させること、来春発刊することが提案され、これを承認した。

(2) 日本医学会

2 月 24 日に第 71 回日本医学会定例評議員会が開催され、本会から落合和徳連絡委員が出席した。

同評議員会において日本医学会会長、副会長の選挙が行われた。日本医学会会長に高久史麿氏が選出された。結果は[資料：庶務 9]の通りである。

疑義解釈委員会委員の推薦について

第 4 回理事会で報告した本会からの疑義解釈委員会委員の推薦準備の件につき、第 10 回常務理事会での協議を踏まえ、現疑義解釈委員 落合和徳理事を引き続き本会からの推薦委員とすることを承認した。

日本医学会から評議員、連絡委員、医学用語委員及び代委員（各任期：平成 16 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日）を各 1 名選出し、5 月 15 日までに回答するようにとの依頼の書面を受領した（4 月 7 日）。

従来、評議員には会長ないし副会長、連絡委員には在京の理事、医学用語委員には教育用語委員会委員長、代委員には副委員長が出席しているので従来とおりの選出が提案され、これを承認した。

(3) 日本学術会議

日本学術会議泌尿・生殖研究連絡委員会 青野敏博委員長より、2 月 3 日付書面にて平成 17 年度科学研究費補助金審査委員候補につき、本会から第 1 段審査委員候補として 24 名、第 2 段審査委員候補として 5 名、ジェンダー第 1 段審査委員候補として 2 名の推薦依頼があった。

2 月 19 日付の各理事からの投票結果を踏まえ、得票数順位（同票の場合は年長を上位）により推薦を行った。

野澤会長より「最終決定するのは日本学術会議であり、推薦されたとしても委員に必ずしも選出されるとはかぎらない」との発言があった。

(4) 肺血栓症/深部静脈血栓症（静脈血栓塞栓症）予防ガイドライン作成委員会

同委員会から同ガイドラインダイジェスト版 50 冊を受領した（2 月 23 日）。

(5) 日本医療器材工業会

同工業会より、平成 16 年度 JIS 原案作成委員会委員 1 名（第 1 カテゴリー B 本委員会委員）の推薦依頼の書状を受領した（2 月 24 日）。

本件につき第 10 回常務理事会での協議を踏まえ、東邦大学久保春海教授を推薦することを承認した。

(6) 日本医師会

日本医師会から「医師の職業倫理指針」を受領した(4月5日)。なお、本会は昨年末に生殖補助医療に関する意見を提出している。

〔 .その他〕

後援依頼

(1) 小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究班主任研究者(鴨下重彦)から、公開シンポジウム「小児科産科若手医師の確保・育成のために」(4月9日、於・岡山)への後援名義許可願いがあった(2月23日)。財政的負担もないので後援を応諾した。

(2) 日本製薬団体連合会、東京医薬品工業協会、大阪医薬品協会より「学会等寄付受付窓口変更のお知らせ」の書面を受領した(3月10日)。

(3) 金原出版より「産科婦人科用語集・用語解説集」500部の増刷許可願いがあった。2月の段階で1600部出版されていて、誤字脱字を直した最新版で6月に500部の追加が必要であることが説明され、これを承認した。

(4) 朝日新聞から「フィメルヘルスケアサポートキャンペーン」に対する後援名義使用の許可願いの書面を受領した(4月6日)。費用負担もないことから応諾した。

(5) 弁護士事務所から訴訟事案に関わる専門知識につき、本会の意見を求める書面を受領した(4月2日)。

また、回答の際には本会に寄附をしたいとのことである。本会としては、裁判所からの照会であればともかく、一弁護士事務所からの照会に回答した事例はない。

落合理事から「従来、学会として個別の症例に対して専門の教授が答えることはしてきたが、一弁護士事務所からの意見に答えることはなかった」と説明があり、学会として対応しないこととした。

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 会費納入状況

2月29日現在の会費納入状況は、在外会員53名を含め、会員数15,954名、会費納入者数15,088名(納入率94.5%)であった。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 第57回学術講演会シンポジウム座長の委嘱

第4回理事会の決定に基づき、第57回学術講演会シンポジウム座長「早産の予防」: 齋藤滋教授(富山医薬大)、「ホルモン補充療法 その基礎と臨床」: 本庄英雄教授(京都府立

医大)「子宮体癌の予後因子に基づいた治療戦略」: 蔵本博行教授(北里大)「肺塞栓 その予防と治療」: 金山尚裕教授(浜松医大)を委嘱し、同時に co-chairman の推薦を依頼した。

(2) 第 56 回学術講演会事後評価委員の委嘱について
従来どおり、事後評価委員の委嘱を行った。

(3) 第 4 回一般演題応募処理システム検討委員会の開催
4 月 9 日に第 4 回委員会を開催し、第 56 回一般演題応募処理の総括を行い、第 57 回学術講演会一般演題応募処理の担当校間の引継ぎ等を予定している。

(4) 一絨毛二羊膜性二卵双胎(いわゆる胎盤共有の二卵性双胎)に関する周産期委員会への調査依頼について
和氣理事より「第 4 回理事会での協議を踏まえ、周産期委員会に調査依頼を行った」との報告があり、これを了承した。

4) 編集(星 和彦理事)

(1) 会議開催
編集会議を 3 月 12 日に開催した。

5) 渉外(村田雄二理事)

[FIGO 関係]
とくになし

[AOFOG 関係]
とくになし

[ACOG 関係]

(1) 本年は日本がホスト国となっており、現在 ACOG の役員が来日している。4 月 12 日に JSOG、ACOG の合同ミーティングが開催される予定である。5 月の年次総会(フィラデルフィア)に本会から藤井副会長、落合理事が出席する予定である。

(2) ACOG 副会長の Prof. Zinberg から ACOG 出版の「Neonatal Encephalopathy and Cerebral Palsy」に関する本会の推薦に感謝する旨の手紙を受領した(4 月 5 日)。

落合理事から「本会名誉会員坂元正一先生が監訳された訳本が出版された」との紹介があった。

[その他]

(1) 10th Biennial International Gynecological Cancer Society Meeting(10 月 3~7 日、2004)の 2nd Announcement を受領した。

(2) 会長宛に All India Congress of Obstetrics and Gynaecology (AICOG) 2005 (1月6~9日、2005年 Aurangabad) 事務局から学会への参加を希望する旨の手紙を受領した(3月26日)。(ホームページ <http://www.aicog2005.com>)

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 2月21日に第4回学会社保学術委員会を開催し、内保連に産婦人科関連委員会を立ち上げる方向で関連学会と協議することとなった。

(2) 2月22日に第4回医会社会保険委員会を開催した。

(3) 内保連から社会保険関連の活動等につきアンケートの依頼があり、これに対する回答を行った。

(4) 治験推進研究事業における治験候補薬の推薦依頼及び研究課題の募集について

植木理事から「治験推進研究事業における治験候補薬の推薦依頼及び研究課題の募集があった。今回は生殖内分泌委員会から候補薬の推薦を行ってもらおうと考えている」との発言があった。

本件に関し以下の質疑があり、

田中副会長から「器械の精度の問題などあり、まだ決定はしていない状況である」との報告があった。

野澤会長「現状報告をひとつ行いたい。現在、癌検診の見直しが厚労省を中心に行われている。おおよその流れが出ているが田中副会長が委員として出席しているので、経過について説明をいただきたい」

田中副会長「3月末で中間報告の取りまとめが行われた。乳癌については40歳以降で、マンモグラフィーを併用し、30歳台の検診はやめ、検診の間隔は2年毎とする。子宮頸癌については最低検診年齢を20歳に引き下げ、検診間隔は2年とする。子宮体癌については症状がある場合には診療所あるいは専門医の診察を受けることを原則とするが希望がある場合には検診を行うこともできる。また、子宮体癌については関連学会できちんとしたガイドラインを作成する」

植木理事「マンモグラフィーが2方向ということは決まったのであろうか」

生殖・内分泌委員会から治験候補薬の推薦を行ってもらうこととした。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 地方委員会宛通知

平成16年度審査に係わる各種様式・研修会出席証明シールと生涯研修実施報告書、卒後研修指導報告書、卒後研修医登録の留意事項、全国地方委員会委員長会議の開催、地方委員会運営補助費等に平成16年度事業計画を添え送付した(3月9日)

(2) 卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修目標(案)について

武谷理事から「卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修目標(案)を作成した。産婦人科の必修科目としての研修は来年度から始まる。これを作る意義は2つある。ひとつはスーパーローテートに対し、学会としてのスタンスを明らかにすることである。第2は、従来5年間の産婦人科研修の後に専門医資格を取得することとなっていたが、今後は2年のスーパーローテート、プラス3年間の産婦人科研修で産婦人科専門医資格の取得が可能であり、従来の5年間の産婦人科研修と差があってはいけないとの考えから、スーパーローテートの期間にも十分な研修を行っていることを明らかにしておきたい、ということである。具体的には総論、各論に分かれており、総論および各論の一部をスーパーローテートの期間に研修をしてもらうことを目指している」との発言があった。

落合理事から「この『卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修目標(案)』は、いつ頃までに正式なものとなる予定か」との質問があった。

武谷理事から「今年度前半くらいにはまとめたい」との発言があった。

星理事から「現在『産婦人科のための必修知識』を製本化しており、7月には完成する予定である。その本の中にもこの『研修目標』を載せたいと考えているのでよろしくお願ひしたい」との発言があった。

野澤会長から「その方向で検討いただきたい」との発言があり、これを了承した。

(3) 中間法人日本専門医認定制機構第2回総会の開催

3月3日に第2回の総会が開催され、本会から武谷専門医制度委員会委員長が出席した。

武谷理事から日本専門医認定制機構第2回総会の際の資料が示され、以下の説明がなされた。「専門医制度の英語での呼称がはっきりしていないため、それをはっきりさせたい。ひとつは Board certified obstetrician and gynecologist であり、もうひとつは Board certified member of Japanese Society of Obstetrics and Gynecology である。学会としてどちらかにこだわるということではないが、前回の常務理事会では第2案がよしいのではないかと意見であった」との発言があり、これを了承した。

さらに**武谷雄二理事**から「『日本専門医認定機構』から厚労省保険局医療課長あてに、診療報酬決定に当たっての『手術施設基準に関する専門医の取扱いについて』ということで、手術施設の認可にあたって、『広告できる専門医』の経験年数を考慮してほしいとの要望書が提出されている。また、専門医制度の受験あるいは、資格更新の際のチェック項目が示されているので、今後の参考になりうると考えられる」との説明があり、これを了承した。

(4)(社)日本感染症学会からの要望及び回答依頼について

武谷理事から「現在感染症専門医の認定は、内科および小児科の専門医を取得している医師について、二階建て部分として認定する形となっているとのことである。産婦人科専門医について、そのような形での感染症専門医を認めてよいかどうか、すなわち、産婦人科専門医を取得した後サブスペシャリティとして感染症専門医を認めるような形をとってよいかどうかの質問があったので、「認める」との回答を行った」との発言があり、これを了承した。

本件に関し以下の質疑があった。

野澤会長「これまで産婦人科専門医の資格更新について、70歳以上の方は無試験で更新

が可能であったが、このことは一般的に考えても問題があると考えられる。今後は 70 歳以上であっても、それ以下の方と同様の資格審査が行われることになり、このことについては本日の総会に諮る予定である」

野澤会長「また、サブスペシャリティーについてであるが、産婦人科の中の周産期・新生児、内分泌、腫瘍なども感染症専門医と同様にサブスペシャリティーとなりうるということか」

武谷理事「現在のところ、2 階建部分に当たる学会の大枠が決まっている状況であり、それぞれの学会から学会認定制協議会に働きかけを行ってもらう必要があるものと考えられる」

植木理事「手術施設の基準についてであるが、医師の経験年数と言うことが出てきて、さらに『広告できる専門医』の経験年数ということを出すと、現在であれば 6~7 年目でも専門医ということで条件が満たされるが、10 年、15 年たないといけないということになり、施設がかなり制限されるのではないかと危惧される」

武谷理事「私どもの学会で、このようなことが妥当かどうかは今後検討していきたい」

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (3 月 31 日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：85 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：604 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：443 施設

パーコールを用いた XY 精子選別法の臨床実施に関する登録

機関誌 46 巻 8 号 (平成 6 年 8 月) において登録一時中止以来登録なし, 通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：325 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

本報告を了承した。

(2) 委員会開催

第 8 回倫理委員会を 3 月 17 日 (水) に開催した。

第 4 回着床前診断に関する審査小委員会を 3 月 18 日 (木) に開催した。

第 8 回倫理審議会を 4 月 6 日 (火) に開催した。

(3) 死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判について

田中倫理委員長から「死亡した夫の凍結保存精子を用いた体外受精-胚移植を実施した香川県厚仁病院松山毅彦医師に経緯について問い合わせを行い、回答を得た。松山医師から回答であるが、凍結受精卵を移植する時点でご主人が死亡していることは全く知らなかったとのことである。また、同意書については、初回の体外受精・胚移植を実施する時点でご主人と電話で連絡をし、十分な理解が得られたと判断し、郵送で同意書を取得したということである。また、ご主人が死亡されていることを知ったのは妊娠後半になってからであり、その時にも妊娠された後死亡されたものと考えていたとのことである。この件については十分反

省し、現在は体外受精・胚移植を実施するたびに同意書を取得することとしているとのことである。倫理委員会としては、今後対応を決める予定である」との報告があり、これを了承した。

野澤会長から「この件では、精子を凍結した施設、体外受精・胚移植を実施した施設、妊娠管理を行った施設がすべて異なるようであり、そのような状況で確認が不十分であったということのようである」との補足説明があった。

(4) 不妊治療に関わる読売新聞紙上での意見について

不妊治療に関わる松尾宣武国立成育医療センター総長と宇都宮隆史セント・ルカ産婦人科医院院長の意見が掲載された。

(5) 慶應大学産婦人科から提出されている着床前診断についての申請に対する「着床前診断に関する審査小委員会」のメンバーについて

大濱紘三委員、佐藤 章委員、白須和裕委員、鈴森 薫委員、武谷雄二委員、栃木明人委員、松尾雅文委員が慶應大学産婦人科から提出されている着床前診断についての申請に対する「着床前診断に関する審査小委員会」の委員として提示され、これを承認した。

(6) 会告の見直しについて

田中倫理委員長から「倫理に関する会告の見直しについて倫理委員会で協議しているが、今後どのように対応していくかについて、とくに見直しに関する意見を広く求める必要があると考えており、理事会のメンバーあるいは、代議員などに意見を伺う方向で検討しているがそれでよろしいか」との発言があった。

野澤会長から「倫理に関する会告の見直しは重要であり、今後も理事会、倫理委員会などで検討していただきたい。田中倫理委員長のお考えでよろしいのではないか」との発言があり、これを了承した。

(7) 神戸の大谷産婦人科が習慣性流産の着床前診断を本会に申請との報道があったことについて

田中倫理委員長から「報道のとおり、神戸の大谷産婦人科大谷徹郎医師から習慣性流産の着床前診断について本会に申請があった」との発言があった。

野澤会長から「事務局によれば、送付されてきた書類については不備があり現在照会中とのことである。具体的には、施設内倫理委員会の認可の証明がないこと、海外での研修履歴についての証明がないことであり、照会を行っている状況である」との発言があった。

佐藤理事から「この取扱いはどのようになるのか。本日の総会で、仮に大谷会員が本会の会員でなくなった場合、受理することになるのでしょうか」との発言があった。

野澤会長から「法的な問題もあるようなので、平岩先生の意見を求めたい」との発言があった。

平岩弁護士から「本会の会告はあくまでも本会の会員を対象としたものであり、『着床前診断に関する会告』についても同様である。したがって、この会告に基づいて申請ができる方は本会会員に限られ、本会会員でない方からの申請は受理されないということになる」との発言があった。

野澤会長から「明快な説明をいただいた。これにより、仮に大谷会員が本会会員でなくなった場合、今回の着床前診断に関する申請は受理されず、返却されることとなると判断される」との発言があり、これを了承した。

(8) 倫理審議会から「着床前診断に関する最終答申」が会長宛に提出された。また、同審議会から同時に「着床前診断：諸外国の現状」が資料として本会に提出された。

本件に関し以下の質疑があった。

野澤会長「着床前診断に関する会告が制定されてから数年を経ており、その間の社会情勢の変化、国際的な状況の変化などを考慮して答申をまとめていただいたものである」

佐藤理事「この答申はあくまでも倫理審議会の考え方であるという点は明らかにした方がよいと考えられる」

野澤会長「その通りである。これはあくまでも倫理審議会の答申である」

武谷理事「日本医師会から提出されている『医師の職業倫理指針』の中に生命倫理についての条文がある。これは本会の活動を拘束するものになるのか」

澤幹事「日本医師会の理事として、『医師の職業倫理指針』作成に携わった立場から発言させていただきたい。『医師の職業倫理指針』の生命倫理の箇所をまとめるにあたっては、本会の理事の先生方、倫理委員会委員の先生方の意見も伺った。現在の本会の考え方と相違はないものと考えられる。ただし、今後の情勢の変化によって、変更されることもありうるものと考えられる」

野澤会長「本会と日本医師会とはインディペンデントな会であり、『医師の職業倫理指針』の中に生命倫理についての条文に、本会が拘束されるということではないが、本会の意向も反映されているものである。今後も医師会との意見交換などが重要と考えられる」

以上の質疑を踏まえ、倫理審議会からの「着床前診断に関する最終答申」を受領したことを確認した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会（落合和徳委員長）

とくになし

2) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

とくになし

3) 広報委員会（佐藤 章委員長）

パスワード登録率（平成 16 年 3 月 30 日申請分まで手続き済み）

在籍会員数	15,965 名
パスワード登録済数	6,277 名
パスワード登録率	39.29%

60 歳未満在籍会員数	10,656 名
60 歳未満パスワード登録済数	5,457 名
60 歳未満パスワード登録率	51.21%

4) 第 20 回 AOCOG 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 第 20 回 AOCOG 組織委員会とコンベンション会社との契約書 (案) について

武谷理事から「コンベンション会社と契約するにつき、平岩顧問弁護士のチェックを受けた後、第 10 回常務理事会での審議を経た契約書の内容で契約締結したい」との発言があり、これを了承した。

第 56 回総会運営について

野澤会長から「本日午後からの総会で、『大谷徹郎会員を本会から除名とする件』に関する議案が採決されるがこれについては肅々と進めたい」との発言があった。

藤井副会長から「そのことに関連してであるが、現在は正式な罰則規定として除名しかない状況であるが、今後そのことについての議論を進めていきたい」との発言があった。

佐藤理事から「今回の大谷会員の件に関して言えば、除名された後、本会の外で活動された場合社会に対して大変な状況となるのではないかと」との発言があった。

落合理事から「前回の理事会の議事録をご覧になっていただきたいが、前回理事会で、学会として罰則規定などを整備していくことが確認され、庶務を中心に検討していくことが認められている」との発言があった。

藤井副会長から「今回の件のみでなく、今後さまざまな問題が出てくる可能性があり、その意味から罰則規定などを整備しておく必要があるのではないかと」との発言があり、罰則規定を整備することを承認した。

野澤会長から「今回の総会の運営については議長団の先生方の裁量に委ねられるが、執行部としての考え方について、落合理事から説明をお願いしたい」との発言があった。

落合理事から「各議案に対する質問事項あるいは要望事項は、代議員の先生方からすでに寄せられている。これらの質問事項あるいは要望事項に対しては、その質問に該当する執行部が対応することを予定している」との発言があった。

清川議長から「第 9 議案すなわち大谷会員の除名に関する議案という非常に重要な議案がある。これについては十分な時間が必要と判断され、これを最後にもっていくことを予定している」との発言があり、協議の結果これを了承した。

落合理事から「大谷会員の除名に関する議案に関連して、柳田洋一郎代議員から、この議案の採決を延期するという動議の提出が通告されているが、この取扱いについてどのようにするのか、議長団に伺いたい」との発言があった。

松岡副議長から「柳田代議員からの緊急動議については、それを提出する予定があるとのことであり、あくまでも予定の状況である。本日の総会で、動議として提出された場合には、正式には文書による動議の提出、複数の代議員の同意が必要であるが、この場合口頭で提出であっても受け付けることを予定している。この動議をどのように処理するかについては、議長団の権限で判断したい。現在のところ、この動議を取り上げるかどうか代議員に諮ることを考えている。動議が否決されればただちに第 9 議案の審議に入ることになると考え

られる」との発言があった。

平岩弁護士から「総会の議案については、すでに配付資料として代議員に送付されているので、その審議順序を変更するのであれば、冒頭に理由を述べて、順序を変更することを周知せしめておくことが望ましいと考えられる。審議の順番を変更すること自体は、審議を十分尽くしたいという目的があるのであるから何ら問題ないことである」との発言があった。

野澤会長から「総会の運営については議長団の先生方によろしくお願いしたい」との発言があった。

以上